

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 25 年 7 月 8 日（月曜日）
午前 10 時 4 分開会、午前 11 時 58 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、田村誠委員、大宮惇幸委員、千葉伝委員、
工藤大輔委員、郷右近浩委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
引屋敷担当書記、中平担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、
藤代農林水産企画室企画課長、及川農林水産企画室管理課長、
宮野団体指導課総括課長、菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、
高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、
前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、
中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、
菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、
佐藤森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、
山口水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、
高橋競馬改革推進室特命参事、黒田特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 6 号 平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条第 2 項第 1 表中
歳出 第 6 款 農林水産業費

第 11 款 災害復旧費

第 4 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 条第 2 表中

1 追加中 1

- イ 議案第 28 号 岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めること
について
- ウ 議案第 29 号 前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて
- エ 議案第 41 号 田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- オ 議案第 42 号 茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求
めることについて
- カ 議案第 43 号 大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて

(2) その他

- ア 次回及び次々回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案審査を行います。議案第 6 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費及び第 11 款災害復旧費、第 4 項農林水産施設災害復旧費並びに第 2 条第 2 表債務負担行為補正中、1、追加中、1 を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案はその 2 でございます。1 ページをお開き願います。議案第 6 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）であります。当部関係の補正予算は 3 ページをお開き願いまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 6 億 7,879 万 5,000 円と、4 ページをお開き願いまして、11 款災害復旧費、4 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 4 億 674 万円の合計で、総額は 10 億 8,553 万 5,000 円を補正しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、

金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

予算に関する説明書の 22 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業総務費のいわて農林水産物消費者理解増進対策事業費補助は、消費者庁の交付金により環境生活部において、6 月補正で積み増しを予定しております消費者行政活性化基金、これを活用しまして、風評被害防止の観点から消費者の理解増進を図ろうとするものでありまして、その内容は、市町村及び生産者団体等が首都圏等で行う県産農林水産物の安全性の確保に係る取り組みの PR 経費などに対して、補助をしようとするものであります。

次に、23 ページに参りまして、2 項畜産業費であります。2 目畜産振興費の強い農業づくり交付金は、国の緊急経済対策に対応し、本県の畜産生産基盤を強化するため、新たな乳用牛の牛舎、堆肥舎などの酪農生産基盤の整備を支援しようとするものであります。

24 ページに参りまして、4 項は林業費であります。2 目林業振興指導費の林産物処理支援事業補助は、木材加工工場において放射性物質の影響により、一部流通の滞っております樹皮の処理を円滑に進めるため、当該樹皮の焼却等に要する経費について補助しようとするものであります。

次に、5 項水産業費、10 目漁港漁場整備費の漁業集落環境整備事業費補助は、市町村が行う集落道の整備について国の緊急経済対策に対応し、事業実施地区を 1 地区追加しようとするものであり、漁場復旧対策支援事業費は潮流等の影響により定置漁場内に瓦れきが再流入したために、これを撤去し、漁場機能の回復を図ろうとするものであります。

次に、少し飛びまして 30 ページをお開き願います。11 款は災害復旧費であります。4 項農林水産施設災害復旧費、3 目治山災害復旧費の治山災害復旧事業費は、国の平成 25 年度過年災予算の追加内示に伴いまして、東日本大震災津波で被災した防潮堤の復旧に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。31 ページ、債務負担行為補正の 1、追加の表であります。当部関係は漁港災害復旧事業ですが、これは東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた漁港施設及び漁港海岸保全施設の復旧工事のうち、平成 25 年度から翌年度以降にわたって施行される工事に係るものについて、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 今御説明を受けた点で、1 点ちょっと内容についてお聞きしたいのですが、林業振興指導費の部分でございますけれども、放射能影響に係る樹皮等の焼却ということですが、この部分については基準というか、そうしたものはどのようになったのか。今まで焼けなかったものを、それを何とか今回焼却を進めるということで理解はしますけれども、それはもうみんな処分できるというような今の状況になっているのかどうか、まずその点を伺いたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 バークの関係でございまして、基準といたしましては

肥料、土壌改良資材等として使用される場合の基準というのは400ベクレルという基準がございまして、県内のパークについては木材加工施設等で生産されますが、ほぼ全量、順調に流通をしておるのですが、震災の影響等ございまして、一部肥料会社とかの取引先の関係で流通が滞ったりする場合がありますということです。そういうことがありまして、滞ったものについて今回この経費を支援するというので、基準を超えて全く引き取り手がなにか、そういうことではありません。

○吉田敬子委員 先ほどの郷右近委員の質問に関連するのですが、今回の予算で今まで滞っていた樹皮の焼却等が全て円滑に進むのかどうか。そして、処理自体は具体的にどのように行われるかということ、また、いまだに樹皮にかかわらず燃焼灰をどうするかというところの課題が残っていると思うのですけれども、その部分もどのようなことになっているかお示してください。

○菊池林業振興課総括課長 滞っていたものが全量処理できるのかということでございましたが、県内では全体で、推計値ですけれども、大体9万8,000立方ぐらいのパークが生産されておりまして、ほぼ全量問題なく処理されております。今年度に入りまして、引き取り手——一部の会社、一部の事業体で若干滞りがあるということがわかりまして、その分で今回計上したものでございまして、ほとんどの会社では全量順調に流通しております。

処理につきましては、最終的には産業廃棄物として焼却処理ということになりまして、そうなりますと委員お話のとおり、焼却灰につきましては灰の1キログラム当たり8,000ベクレルという、廃棄物を安全に処理するための法律等ございまして、それに定められた目安の範囲内で処理するように、具体的には焼却施設においてほかの廃棄物と一緒に処理をして、8,000ベクレルを超えないような処理をして焼却を完了すると、そういう仕組みになっております。

○佐々木茂光委員 畜産振興費のうち、新たな酪農生産施設というものになりますけれども、新たなというのはあくまでも新規に参入される方を指しているのか、今まで施設を改修なり、新規に増設なり、そういう人たちも対象になるのか。そしてまた、ここで金額がある程度決まっていますということは、見込みの経営体というのはもう打ち出されているのか、お願いいたします。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました、強い農業づくり交付金についてでございますが、本事業に係る事業実施主体につきましては洋野町にある1法人でございまして、新規の取り組みの社でございまして、今回のこの事業導入によりまして、新たに地域内の法人の搾乳牛の頭数が300頭であったものが800頭増頭して、1,100頭になるといった見込みのものでございます。

○佐々木茂光委員 一般質問でちょっと触れたのですが、強い農業づくりというのは今まで恐らくいろんな取り組みをされているのですが、どういった意味で強い農業づくりというふうな解釈になるのでしょうか。

○渡辺畜産課総括課長 今回のこの強い農業づくり交付金につきましては、前段副部長の

ほうからも説明がありましたとおり、国の緊急経済対策の対応としまして、今年度の強い農業づくり交付金事業の追加要望調査によって実施するものでございます。もともとは本事業の目的は、地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成を図ること、その育成を図るために酪農の生産基盤、いわゆる牛舎等整備をしまして、増頭並びに生乳生産の増加によりまして産地競争力の強化を図ること、強い農業づくり、そちらのほうに向けて推進するための事業だと認識してございます。

○佐々木茂光委員　そういうところをやっぱり現場の方も理解をしなければならぬと思うし、当然発注者というか、県のほうでもそういう考えにきちっと立たないと、予算措置をしまして、お金を出しましたというだけでは、やっぱりその中間、中間の検証というものを常に目を見張っていかなければならぬというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えられていますか。

○渡辺畜産課総括課長　強い農業づくり交付金につきましては、今委員おっしゃったとおり、事業費を導入した当初の目的、今回の事業については牛舎を整備する、搾乳パーラーを設置する、あるいはふん尿処理施設を設置するというような事業内容になっているわけですので、これらの事業を単純に立てて、はい終わりということではなくて、5年間の間どのような事業効果があらわれているかといったものを常に我々のほうで整理をして、検証していくといった作業があります。そういった作業を通じてちゃんとした事業の目的に沿った推進を図っていきたいと思っています。

○工藤大輔委員　数点お伺いしたいと思います。

今佐々木茂光委員も質問されました強い農業づくり交付金ですが、担当課に事前に伺ったところ、この事業によって、この事業体が県内で最大規模の経営体になるというような話も伺いましたけれども、約800頭増頭して、それに伴う搾乳量等は実際にどのぐらいを見込んでいるのかどうか。また新規雇用がどのぐらいであり、そして大規模だということになるとやっぱりし尿処理等のやり方がかなり心配されますけれども、実際に肥料化させるもの、草地に還元するものということになると思いますが、どのような対応をとろうとされているのかお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長　ただいまの御質問でございますが、強い農業づくり交付金の事業主体の動向になろうかと思えます。

まず、1点目の生乳生産量についてでございますけれども、今般の法人化される1生産組合におきましては、年間の出荷乳量が769万トン、770万トンほどになるというようなこととなります。ふん尿処理につきましては、自己所有するふん尿処理施設で堆肥化を行いまして、戻し堆肥として用いるほか、近隣に社団法人大野畜産公社があり、公社で所有している農地がございますので、そちらのほうに還元をするといったような計画を立ててございます。また、雇用につきましては、新たに7名雇用して進めていくといったような計画となっております。

○工藤大輔委員　新規雇用7名ですか、再度確認をしたいと思います。

また、し尿処理の関係で草地還元等、かなり公社のほうの牧野のほうにもまくということなのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、通常夏と冬によってし尿の水分の含量が違うわけですが、これらについてはどの時期を基準にして捉えているのかどうか。というのも、かなりこれ大規模なので、一旦回らなくなってくるとかなり膨大にたまってしまうということも懸念されるわけですが、そういった心配がどのように解消されていくのかどうかを確認したいと思います。

また、頭数なのですが、先ほど私 800 頭という話をしましたが、800 頭をどのような形で受け入れるというか、集めてくるのかどうか、これについても伺います。

○渡辺畜産課総括課長 まず、1点目の雇用でございますが、7名につきましては新規雇用ということで計画が上がっております。

あとは、ふん尿処理の体系につきましては先ほど話したとおりでございますが、今回改めてつくる堆肥処理施設の戻し堆肥として用いるという部分が結構多いものですから、何月にどの程度ということではなくて、それは常に回っていくというもので御理解をいただきたいと思います。

あと、今回の 800 頭入れるということで、その導入の計画はどうなっているのだといったお話なのですが、まずもって北海道からの乳用牛 400 頭の預託導入という形で入れます。あと残りの 400 頭につきましては、近隣の大手の牧場がございますので、そこから入れていくというような計画になってございます。

○工藤大輔委員 わかりました。事業が円滑に、また順調に進むように、県のほうでもさまざまなサポートをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、漁場復旧対策支援事業費について伺いたいのですが、この事業の場所は大槌町を予定しているというふうに聞いておりますけれども、実際の撤去をする量がどのくらいあるのかどうか。そしてまた、これまで沿岸の漁場を潜って調査等も進めてきているというふうに思いますが、このような漁場内に瓦れきが現状ではどのくらいまだ残っているのかどうかということをどのように推計しているか。そしてまた、同様の事業は昨年度何件くらいあって、ことしは 1カ所目なのか 2カ所目なのか、今年度の状況についても伺います。

○野村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁場復旧の関係のお尋ねでございます。今回補正予算に計上させていただきました 5,800 万円は、大槌町にあります吉里吉里漁港の沖合にある漁場です。そこは定置を営んでいるところでございまして、今般 25 年の 4 月に大型低気圧が来た際に底波といいますか、海の底のほうの波で定置の区画の漁場の中に瓦れきが流入してきたということで、定置を張るアンカーの支障になるということで、これを取ろうということで 6 月の補正に計上させていただきました。今般素早く取らないと、9 月のサケ漁に間に合わないために 6 月補正ということで要求させていただきました。

これまでの瓦れきの状況ですが、まず漁港の近辺、漁港の中とか行楽地、これま

で30万立方メートル瓦れきを取り除いております。それから、漁港のそばでなくて沖合の漁場のほうでは20万立方メートルを除去しております。この20万の内訳は、浮いているものが17万、漁場に沈んでいるものが3万立米という形で、これまで50万立方メートルほど取っております。これは、うちのほうで大きい重機を使って、船を使って、ショベルみたいなのを沈めて取り除くという、そういうもので取ったのが50万と。そのほかに、漁業者が小さい船を使って瓦れきを取ったり、あとは底引き網が——トロールですけれども、沖合を流して、そして海の瓦れきを取るといったものが大体5万2,000立方メートルほど取っております。ですので、合わせて55万2,000といえますか、60万立方メートルぐらいはこれまで取っているということになります。うちのほうで春先、震災の年に調査したときは70万立方メートルぐらいあるというところでしたので、ある程度のものを取り除いたとは思っておりますけれども、いかんせん海ですので、ほかの廃棄物と違いまして動きますし、さらに沖に行っている可能性もありますので、なかなか実態はつかめないという状況でございます。今年度、今のところ漁協等からは吉里吉里の沖合だけからの要望となっておりますけれども、まだまだこれから台風が来たり、いろんなことが起こった場合には動くこともありますし、あるいは河川のほうから木材等の流入ということも考えられますので、そのときは臨機応変に、さらに9月補正とか12月補正で国庫補助を要求して対応していきたいと思っております。

昨年度の実施状況ですが、平成24年度は18カ所で521立方メートルの瓦れきを撤去しております。撤去場所は山田町、大船渡市、陸前高田市、田野畑村で、これも一般の養殖施設と、あと定置の漁業権の区域内にあった521立方メートルを平成24年度は撤去しております。

○高田一郎委員 いわて農林水産物消費者理解増進対策事業補助についてお伺いします。これまでも活性化基金などを活用して、風評被害対策などをいろんな形で実施していたと思うのですが、新たに地域事業となって対策を講ずると。なかなか風評被害対策を改善するというのは簡単なことではないというふうに思うのですが、今風評被害はどのような現状になっているのか、まずその現状を県としてどう把握しているのかについてお伺いしたいと思います。

○泉流通課総括課長 県の農林水産物に対する風評被害の状況ということでございますが、昨年などは震災、放射線の影響が出た際には牛肉の落ち込みというのが非常に大きかったわけですが、牛肉については今持ち直しているというふうに認識してございます。それから、野菜全般については、これは生産者団体の意見もお聞きしたところでございますが、風評被害についてはまず今のところ岩手県産についてはないというふうに聞いてございます。ただ、干しシイタケの部分につきましては単価が4分の1程度まで落ち込むということで、まだその被害は残っているのかなと思っておりますし、あとこれはまだ確証は出ておりませんが、海産物についてワカメ、コンブについて西日本のほうで買い控えというのがあるというふうな状況です。

○高田一郎委員 この事業の補助といえますか、全体の補正額が2,300万円、補助率の内容をちょっとお聞きしますと1市町村当たり400万円、団体等においては1日当たり30万円とか、そういう積算根拠になっていますけれども、1市町村当たり400万円ということになりますと、すごく自治体での対応ではないのかなというふうに思いますけれども、2,300万円の根拠といえますか、風評被害対策としては予算的には少し少ないのではないかなというふうな思いをしているものですから、根拠についてお聞きしたいと思います。

○泉流通課総括課長 いわて農林水産物消費者理解推進対策事業でございますが、これは生産者が直接消費者に売っていくということで、消費者庁のほうで新たに事業を創設したものでございまして、消費者庁の交付金の上限額が市町村が400万円、それから生産者とか地域の団体とか、あとは街角商店街とか、そういったところの団体が行う事業につきましては1日30万円を上限に交付するというものでございまして、今回の予算は市町村で5市町村、それから生産者団体で10団体ということで、合わせて2,300万円予算を計上したものでございます。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五日市水産振興課総括課長 それでは、議案第28号岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明をいたします。

お手元の議案その3、85ページになります。この議案の内容につきましては、お手元にお配りしております議案第28号岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについての概要書により御説明をさせていただきます。

まず、趣旨についてでございますけれども、漁業取締船はやちねは、アワビなどの磯根資源の密漁や沿岸、沖合域の違反操業船の取り締まり体制を維持いたしまして、資源と漁業秩序の維持に寄与するものでございます。現船は平成4年の進水から20年が経過し、老朽化が著しいということで、これを更新して漁業取り締まり業務の安全かつ効果的な実施

をするものでございます。

建造するものの名称でございますけれども、岩手県漁業取締船でございます。契約金額につきましては、消費税込み金額で設計金額6億9,154万8,000円、契約金額が6億8,985万円、請負率が99.75%となっております。請負業者は、東京都港区港南2丁目16番5号、三菱重工業株式会社でございます。予定工期は平成26年9月30日でありまして、平成25年度から26年度までの2年間の債務負担行為でございます。

それでは、建造の内容について、次の2ページ目をお開きいただきたいのですが、ここに一般配置図をつけておりますので、建造の内容について一般配置図に従いまして御説明をいたします。船質につきましては軽合金製で、現在の船と同じでございます。総トン数は61トン、主要寸法が長さ28.6メートル、幅5.5メートル、深さ2.7メートルでありまして、現在の船よりも若干大きくなってございます。速力に関しましては47ノットで、現在の船より10ノットほど速くなります。これは、沿岸でのアワビの密漁者が高速船を利用しまして密漁を行っておるということに対して、取り締まり体制の強化が求められておりますので、それら高速密漁船に対応するために取締船につきましても高速化を図るものでございます。なお、この47ノットでございますけれども、これは時速で87キロメートル、海上を約90キロのスピードで走るものでございます。これは、普通のなだらかな波のときではございませんで、2メートル、3メートルぐらいの波高のあるときでもこの47ノットを出す能力を備えているものでございます。推進機関につきましては高速化を図るということで、従来プロペラでございましたが、ウォータージェット方式とするものでございます。

資料の3ページ目をお開き願いたいと思います。入札調書を添付しております。入札は5月30日に執行いたしました、1社のみ入札となっております。これは、入札公告、入札参加業者選定等の事務作業を行いましたところ、1社入札になったものでございます。

資料の4ページ以降には、参考資料といたしまして一般競争入札にかける参加資格等の選考方法、入札公告の写しを添付してございます。

以上で説明を終わります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 これは相当のスピードで追いかけるということになりますけれども、密漁の実態、震災後も大分その辺の状況も変わったかと思うのですが、震災後の密漁の実態と、これが90キロで走った場合にどこまで密漁者を追いかけていくことが可能なのかどうか。

○山口水産振興課漁業調整課長 密漁の実態ですけれども、震災前はかなり宮城県もしくは青森県から高速艇を利用した密漁団が岩手県内に入って、アワビの密漁に入っているという実態がございましたが、震災後はその数が大きく減じておりまして、現在のところ摘発等の実態はございません。

それと、今回計画時で47ノット、これは国内最高速になるとは思いますけれども、これで密漁船を追い切れるかということですが、実態としては実際に追いついて捕獲をするというよりも、この速度があるということでもかなり抑止力ですか、そこが非常に大きいと思います。というのは、現在のアワビの密漁そのものが単に高速艇だけではなくて、内陸部と連携しながら巧妙に密漁に入ってきますので、この船があるということでもかなり威嚇できるということになっております。

○佐々木茂光委員 確かに沖のほうにそういう船がいるというのは半ば承知すると、今度は内陸部との、陸との連携の中で密漁というのが出てくると思うのです。当然海側が強化されたにしても、今度は内陸、要するにおか側のそういう強化というのともあわせて進められていくかと思うのですが、その辺の実態についてお伺いします。

○山口水産振興課漁業調整課長 内陸部——陸側との連携につきましては、震災前から県警もしくは海上保安部と連携しまして、かなりの綿密な打ち合わせを行って実施しております。詳しいことはちょっと申せませんが、かなりこれも威嚇といえますか、抑止力になっていると思います。

○高田一郎委員 入札の経過についてちょっとお伺いしたいです。入札資格条件などを見ますと、50トン以上の船舶を建造した実績ある者とか、あるいは対象船舶を建造することができる技術的能力を有すると認められる者とか、あと納期も26年9月の完成時期ということで、かなり短期間で建造しなければならないということについて、大手の造船会社しか対応できないのではないかなというふうに思うのですが、これはなぜそのようにしたのか。また、県内でもそういう造船できる業者がないのかどうか。それから、もう一つは入札参加選定委員会で資格要件などを議論してきたと思うのですけれども、入札参加業者選定委員会、これはどういう方々で構成されているのか、そのことを含めてお伺いいたします。

○山口水産振興課漁業調整課長 入札条件でございますが、入札条件は大きく3つございます。1つは軽合金製の50トン以上の漁業取締船の建造実績を有すること。2つ目は建造に必要な船台——船を載っけてつくる台ですけれども、これを有すること。3つ目が建造に必要な技術、能力を有すること、この3つでございます。この3つにつきまして設定した理由でございますが、岩手県の密漁対策というのは主に、外洋もそうですけれども、沿岸のアワビ密漁を主眼に置いております。そのため、密漁船の高速に対応するために、現在考えられる国内最高速の密漁船を整備しようということで、このような3つの条件を指定いたします。金額が6億円を超す事業でございますので、やはり建造実績がないと非常に不安であるということで、このような条件をつけさせていただきました。

この要件に該当するのは、多分県内では不可能だという想定で実施はしております。ただ、県内業者でございますが、実際には取締船、水産技術センターの指導船もそうですけれども、これらの修理とかそういうことにつきましては県内の業者でやっていただいているという状況がございます。

それと、選定委員会のメンバーでございますが、選定委員会のメンバーは水産振興課の総括課長、担当課長2名、農林水産企画室の企画課長、管理課長、漁業取締事務所の所長、あとは出納局の管理課長で構成しております。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤森林保全課総括課長 議案につきましては、議案その3の86ページに記載してございますけれども、お手元に配付してございます資料で御説明します。

議案第29号前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は前浜地区林地荒廃防止施設災害復旧（その3）工事で、工事場所は九戸郡野田村大字野田前浜地内でございます。契約金額は9億7,335万円、請負者は久慈市新中の橋第4地割35番地3、宮城建設株式会社でございます。

2ページをお開き願います。入札方式は、総合評価落札方式条件つき一般競争入札でございます。工事概要につきましては、後ほど説明をさせていただきます。予定価格は税抜きで10億2,786万円。入札公告が平成25年4月19日、入札が5月27日、落札決定が6月3日でございます。入札参加資格は記載のとおりでございます。入札参加申請者数が8社、入札参加者数が6社で、落札者は先ほど申し上げましたとおり宮城建設株式会社、落札額が税抜きで9億2,700万円、落札率は90.18%でございます。

3ページは入札調書でございます。

4ページをお開き願います。工事の概要についてでございます。主な工事といたしましては、切り土、のり面の土工、これが9万6,340立方メートル、それから防潮堤工、これ

が1万298.9立方メートルで、387.6メートル。それから、基礎工としてグラベルコンパクションパイル工、これが2万5,306.8メートル、それから根固め工、コンクリートブロックですが、これが990個などとなっております。

契約金額、これは消費税込みでございますけれども、設計額が10億7,925万3,000円に對しまして、契約額9億7,335万円で、請負率が90.18%、予定工期は平成26年3月15日でございます。

下の図で平面図をごらんいただきたいと思いますが、左側が北側となっております。上が海側となっております。赤で旗揚げしております3つの区間、これが今回復旧工事を実施する箇所でございます。緑の区間、これ2つございますけれども、現在復旧工事を実施している場所でございます。現状につきましては、上の写真のとおりとなっております。

次に、5ページをお開き願います。この前浜地区の防潮堤の復旧工事でございますが、これは全体を天端の高さ14メートルで復旧することとしております。上のほうに黒で旗揚げしておりますけれども、全延長1,338.5メートル、これを工事内容によりまして3つの区間に分けて実施することとしております。一番右側の区間1、これにつきましては既設の天端高10.3メートルの防潮堤がほぼ原形のままであるということから、天端高が10メートル、これを確保するために裏側に新たに防潮堤を設置するという区間でございます。それから、真ん中の区間2でございますけれども、既設防潮堤が天端高12メートルで、堤体そのものが残っているということで、これを14メートルにかさ上げる区間ということでありまして、左側の区間3につきましては、天端高10.3mの既設防潮堤、これもちょっと全壊しておりますので、新たに天端高14メートルの防潮堤を設置する区間となっております。今回はこの区間3の赤で表示している箇所ということで、工事を順次進めるということでございます。

6ページをお開き願います。標準断面図でございます。右側が海側ということになってございます。赤い実線で囲まれております部分、これが新しい防潮堤の断面で、下の格子状になっている部分がグラベルコンパクションパイルによりまして基礎工の部分を表示してございます。先ほど申し上げましたとおり、天端高14メートルとして復旧するものでございます。

以上で議案についての説明を終わります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 41 号田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明申し上げます。議案ではその 4 の 1 ページからになりますけれども、お手元に配付しております資料により御説明いたします。

議案第 41 号田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負に関し、その契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

工事名は田老漁港海岸災害復旧（23 災県第 678 号防潮堤その 1）工事、工事箇所は宮古市田老地内、契約金額は 7 億 3,395 万円、請負者は梨子建設株式会社、住所は盛岡市高松 4 丁目 20 番 20 号であります。本工事は、平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災津波により、被災を受けました漁港海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤を復旧するものであります。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明であります。本工事は総合評価落札方式条件つき一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成 25 年 5 月 10 日、入札 6 月 10 日、落札決定 6 月 17 日となっております。入札参加資格の個別要件は、岩手県内の土木工事 A 級としております。入札参加申請者は 6 社で、入札参加者は 5 社となっております。入札の結果、梨子建設株式会社が 6 億 9,900 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 90.40%となっております。

次の 3 ページ目には入札調書を添付しております。

次に、4 ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、宮古市田老の田老漁港でございます。工事内容につきましては、下のほうにあります写真、平面図をごらんいただきます。震災によりまして既設防潮堤が破壊及び沈下の被害を受けたものでございまして、左側写真は防潮堤の裏側が破壊された状況が写っているところでございます。図面では赤色で施工区間を示しております。旗揚げしております区間、350 メートルの防潮堤を復旧する工事となっております。請負金額は 7 億 3,395 万円、請負率は 0.9040 で、予定工期は平成 27 年 3 月 15 日となっております。

次に、資料説明 5 ページをお開き願います。田老漁港海岸の平面図に施工箇所を示したものと、施工箇所を丸印で示しました被災前後の航空写真を載せております。図面上の青

色は、今後発注する予定の防潮堤の計画を示しております。

6 ページ目には、標準断面図をお示ししてあります。構造につきましては、傾斜型のコンクリート被覆式の防潮堤であり、計画の天端高はT P14.7 としております。現況堤防の天端高は 10.0 であります。

以上、田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 42 号茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案のその 4 では 2 ページになります。引き続き、お手元に配付しております説明資料により御説明申し上げます。

議案第 42 号茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。工事名は茂師漁港海岸災害復旧（23 災県第 579 号堤防）工事、工事場所は下閉伊郡岩泉町小本地内、契約金額は 5 億 2,920 万円、請負者は株式会社恵工業、住所は盛岡市上堂 4 丁目 11 番 29 号であります。本工事も平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました、東日本大震災津波により被災を受けました漁港海岸保全施設の機能を回復させるため、堤防を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件つき一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成 25 年 5 月 10 日、入札 6 月 10 日、落札決定 6 月 19 日となっております。入札参加資格の個別要件は、岩手県内の土木工事 A 級としております。入札参加申請者は 4 社で、入札参加者は 2 社となっております。入札の結果、株式会社恵工業が 5 億 400 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 94.91%となっております。

次の 3 ページ目には入札調書を添付してあります。

次に、説明資料 4 ページをお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、岩泉町小本の茂師漁港でございます。工事内容につきましては、写真及び図

面をごらん願います。左側のほうの写真手前に写っておりますコンクリート構造物が被災した施設の堤防でございます。図面中央に赤で着色している部分で、延長が65メートルの堤防を削るものでございます。ここには門扉、陸閘がありまして、この陸閘を廃止する代替として、緑と茶色で着色しました乗り越し道路、これを263.5メートルを整備するという内容になっております。請負金額は5億2,920万円、請負率は0.9491となっております。予定工期は平成26年12月17日となっております。

次に、資料5ページ目をお開き願います。平面図に施工内容を示したものと、被災前後の航空写真に施工箇所を丸印で示したものを載せてございます。本工事の施工箇所は、国道45号線から見まして、一段低い沢沿いのところの位置になっております。

6ページ目には、標準断面図を記載しております。堤防の構造は、傾斜型のコンクリート被覆式の防潮堤であります。計画天端高はTPプラス16.0としております。既存堤防高の天端高は10.3メートルであります。下の図面は乗り越し道路の標準断面図であり、道路幅員は5メートルを確保してございます。

以上、茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 1点だけ確認というか、教えていただきたいと思えます。入札調書の中ですけれども、梨子建設のところで今回無効（資格不適格）といったような記述がありますけれども、これはどのようなものを指すのか。今回のケースについて、教えていただければと思えます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 入札をつかさどっております課から確認したところによりますと、落札金額と総合点を評価した結果、総合評価点が高かったということで、所望の資料を提出するよというお話をしたところ、その期間内にいろんな資料を提出することができなかつたため、資格不適格という形になったというふうに聞いております。

○郷右近浩委員 ここで聞いてもというような話ではあるかなというふうには確かに思いますが、今の点数が高かったから所要の資料を出すよというのと、そのこのくだりの部分がちょっとよくわからなかつたです。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 この入札調書で、総合評価点というところを見ていただきますと、梨子建設のほうが19.468点、恵工業が10.483点ですので、梨子建設のほうが点数が高いので、本来であれば梨子建設が請負者に決定するところですが、入札担当ではこの一番点数が高かった梨子建設に所望のいろいろな資格審査のための資料等を求めたところ、提出がなかつたということで資格不適格となって、2番目の人になったというところですよ。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 43 号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案のその 4 では 3 ページになります。引き続き、説明資料により御説明申し上げます。

議案第 43 号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。工事名は大浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 681 号防潮堤その 1）工事、工事場所は下閉伊郡山田町船越、契約金額は 7 億 6,796 万 5,800 円、請負者は株式会社板宮建設、住所は胆沢郡金ヶ崎町西根矢来 19 番地であります。本工事につきましても東日本大震災津波によるものでございます。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございしますが、本工事は総合評価落札方式条件つき一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成 25 年 5 月 10 日、入札 6 月 10 日、落札決定 6 月 13 日となっております。入札参加資格の個別要件は、岩手県内の土木工事 A 級としております。入札参加申請者は 2 社で、入札参加者は 1 社となっております。入札の結果、株式会社板宮建設が 7 億 3,139 万 6,000 円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 95.97%となっております。

次の 3 ページには入札調書を付してあります。

次に、資料 4 ページをお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、山田町船越の大浦漁港でございます。中段の写真は、震災により沈下しました既設防潮堤を載せております。下段の図面に工事の施工区間を赤色で旗揚げしてお示ししております。防潮堤を 400 メートル復旧する工事であります。請負金額は 7 億 6,796 万 5,800 円、請負率は 0.9597 となっております。予定工期は平成 27 年 3 月 13 日としております。

次に、資料 5 ページ目をお開き願います。大浦漁港海岸の平面図に今回の工事の施工区間 400 メートルの位置を示したものと、被災前後の航空写真に施工箇所を丸印で示したものを載せております。図面青色につきましましては、今後発注する防潮堤の計画を示しております。

6 ページ目には、標準断面をお示ししております。構造は、直立型の場所打ちコンクリ

ート防潮堤であります。計画天端高はT Pプラス9.7メートルであります。現況施設の天端高は6.6メートルであります。

以上、大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策について外1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○下村農産園芸課総括課長 主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料をごらん願います。まず、これまでの気象経過でございますが、4月中旬から5月中旬までは平年に比べまして低温で推移いたしてございます。5月中旬から高温少雨で推移してございます。そのほか、6月中旬に降雨があったものの、その後も少雨傾向となっております。今後の予報でございますが、6月25日気象台発表の3カ月予報によりますと、7月から9月にかけてまして気温は高め、降水量は少なめと見込まれてございます。

次に、生育状況と今後の技術対策でございます。まず、水稻の生育状況でございます。草丈、茎数、葉数とも平年を上回っております、生育は平年より3日ほど進んでおりますが、一関市など水不足の圃場におきましては茎数が不足している状況でございます。

2ページ目をごらん願います。今後の管理についてでございますが、茎数が確保できました圃場につきまして速やかな中干しを、用水が不足する地域におきましては強い中干しを控えて漏水防止を、また7月中旬から下旬に低温が予測される場合は深水管理をするなど、適切な水管理を行うこととしてございます。

次に、小麦でございますが、現在収穫のピークを迎えてございまして、おおむね平年並み以上の収量が見込まれてございます。大豆につきましては、少雨でありましたが、出芽、生育ともおおむね順調に経過してございます。

それから、次に野菜でございますが、少雨で全般に生育がおくれてございましたけれど

も、6月中旬の降雨によりまして回復傾向になってきてございます。なお、レタス、キャベツにおきましては外葉の生育が悪いこともございまして、小玉傾向になってございます。また、6月25日に一戸町で降ひょうがございまして、レタスで被害が発生してございます。今後の管理につきましては、冠水等によります乾燥防止と、それから発生予察情報等を活用した病虫害防除の徹底を図ることとしてございます。

次に、果樹のリンゴについてでございますが、春先の低温によりまして開花が1週間ほどおくれまして、果実肥大もおくれてございましたけれども、6月下旬の調査では平年の9割まで回復してきてございます。引き続き仕上げ、摘果の徹底等によります果実肥大促進を図ってまいることとしてございます。

次に、花卉のリンドウ、コギクでございますが、乾燥によりまして草丈の伸びが抑制されておりましたが、6月中旬の降雨以降、回復傾向になってきてございます。なお、6月7日に八幡平市で降ひょうがございまして、リンドウで被害が発生してございます。今後の管理につきましては、これから発生が多くなってまいります病虫害の防除の徹底、それから小まめなかん水によります草丈の確保を図ることとしてございます。

最後に、資料には記載してございませんが、水稲におきます水不足への対応についてでございますが、最新の7月3日まで各農業共済組合で調査したところで、田植えができなかった水田は県全体で約66ヘクタールとなっております。こうした中で、現地の広域振興局あるいは普及センターでは市町村や農協、農業共済組合と連携いたしまして実態把握、あるいは節水管理の指導等を行うほかに、田植えのできなかった圃場につきましては国の経営所得安定対策交付金の活用対象となります。大豆やソバなどの作付を運営してきておりまして、現在一部ではございますが、大豆の作付が見られているところでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○内宮競馬改革推進室競馬改革推進監 それでは、岩手競馬の発売状況等につきまして概要を御説明させていただきます。お手元のA4縦1枚物の資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の平成25年度の発売額の達成状況でございますが、第7回前半まで、開幕から7月1日まで通算39日間の発売額ですが、65億7,700万円、計画達成率は120.6%となっております。広域受託の発売額は16億3,500万円、106.8%の達成率でございます。

次に、内訳でございますが、自場発売、広域委託発売、インターネット発売、いずれも計画を上回っている状況でございます。特にインターネット発売につきましては50%程度計画を上回っておりますが、これにつきましては既存業者の発売も伸びているほか、JRAの最終レース終了後に岩手競馬のレースを確保するなどの影響によりまして、JRAインターネット会員が購入するIPAT発売分が計画を大きく上回っていることが要因でございます。

次に、2の岩手競馬発売額と入場者の前年度比較でございますが、発売額は65億7,700万円、前年度比較では119.2%となっております。それから、開催本場における入場者数

ですが、10万232名となっており、前年度比較では93.4%ということでございます。

それから、施設ごとの発売額、それから前年度比較の状況につきましては表のとおりでございます。内訳、自場発売、広域委託、インターネットそれぞれの前年度比較の内訳でございますが、表の右の方に記載してありますように自場発売については前年度比95.4%、広域委託発売は112.2%、それからインターネット発売につきましては213.1%と大幅に伸びております。これは、インターネットの発売額全体の19億4,600万円、このうち約6億円がJRAのインターネットのIPAT発売の発売分でございます。地方競馬に発売がスタートしたのが今年の10月からということで、IPAT発売分が今年度につきましては4月の開幕から通年で発売できるようになったということから、6億円の分が純増になったということで、インターネット発売額の全体を押し上げたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○千葉伝委員 最近円安が進んだと、こういうことで、メリットとデメリットということでいろいろ聞くのがあるわけですが、そのデメリットの分で、特に畜産の関係で配合飼料の価格が高くなってきておって、特に酪農関係の人たちから何とかしてくれないかという話をしょっちゅう聞くところでありますが、配合飼料のことに対する対策として、県あるいは国のほうで現在どのようなことを考えているかというのがもしおありであればお聞かせ願いたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました配合飼料価格高騰への対応等についてということでございます。御案内のとおり、国では配合飼料価格高騰の備えとしまして配合飼料価格安定制度という制度を創設してございます。本制度における本年度の第2四半期、7月から9月期の配合飼料価格は、御案内のとおり史上最高額のトン6万7,900円にアップしまして、農家の実質負担額は前期を上回る最高水準のトン6万2,850円、本制度の補填単価につきましては5,050円と見込まれているところでございます。一方で、第2四半期の補填につきましては、配合飼料価格の高騰に対応した補填をし続けているために、トン2,400円の補填までしかできないといったような状況になっておりました。このために、国では特例的に2,400円を上回る残りの2,650円のうちの半額の1,325円、これを特別交付金として国が助成をしまして、残りの半額の1,325円分を飼料メーカーに充当してもらえるよう協力を求めたところとお聞きしてございます。

国では、現在本制度の見直し検討を行っている旨聞いてございますけれども、県といたしましても配合飼料価格高騰対策の強化に向けまして、本制度の安定的な財源確保と、配合飼料価格が高どまった場合でも再生産が可能となるよう、補填金が交付されるように、制度の見直しにつきまして5月21日——まさに配合飼料価格が上がった、公表したその日でございますが、国に対して要請をさせていただいたところでございます。

また、県におきましては御案内のとおり自給飼料基盤の再生強化というのが何と云っても重要だろうということで、飼料用トウモロコシの作付農家数や面積を拡大するために、

トウモロコシの播種、収穫作業等を請け負っている外部支援組織に対しまして、必要な作業機械の整備支援を行うとともに、機械を整備してごいます組織を活用しまして、安定した飼料供給体制を構築するためのトウモロコシ転換緊急支援事業を今年度を実施することにしてごいます。このような事業を通しまして支援をしてまいりたいと考えてごいます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。ちょっと私もお聞きしている分では、国のほうの対応については今渡辺総括課長がおっしゃったように、それぞれトン5,000円相当の分を2分の1が基金、残りの2分の1のさらに2分の1、いわゆる4分の1が国のほうで対応して、残りの4分の1はメーカー、そっちのほうで対応するというので、トータル的に言えば金額約100億円近い、直接的には80億円というふうな金額を聞いていますが、ぜひこういった対策を早目にやっていただくということで、同時に国のほうも対応を要請したということですから、酪農を含めたそういった配合飼料を使っている生産者の皆さんに、そういったあたりの情報をきちっと流していただければなと、こう思っております。そのほかにもまだまだデメリットのほうがあるのですが、今は畜産に限ってお聞きしました。ありがとうございます。

○高田一郎委員 私も今の質問に関連して何点かお聞きしたいと思いますけれども、まず電力料金値上げに対する影響と対応について質問したいと思います。東京電力が電気料金の値上げ申請を行いまして、今経済産業省の検討委員会の中でこの内容について議論が行われています。当初は7月1日からの値上げということでありましたが、伝えられる報道によりますと9月以降になるのではないかと、そういう報道もされています。いずれ値上げの中身を見ますと、規制部門で11.41%、自由化部門で17.74%ということで、一般家庭よりも、どちらかといいますと農業分野とか土地改良分野への値上げの率というのは高いということになっているのですが、県としてこの中身についてどのように概要を把握しているのか。そして、農業関連に対する影響、もし実態把握をしているのであればその対応についてもお聞きしたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 電力料金の値上げの農業分野に関する影響ということで、土地改良関係はどうかというふうなお尋ねだと思います。農業用水を供給するために、高台にある農地にポンプ場なんかを使って水を揚げていますわけですが、それにかかる電気料、今委員お話があったとおり間もなく、もうじき値上げになるのではないかと、農家の方々大変心配なさっております。例えば一関市に須川土地改良区がありますけれども、そこのところでも2割ほどの値上げになるのではないかと、年間2,200万円ほどの電気料金が2,700万円ほど、500万円も値上げになり、それが直接農家の負担になるということで、かなり深刻な状態になっております。

県全体の値上げに関する影響についても、現在県下の土地改良区に照会して取りまとめをしておりますが、ちなみに23年度の県内の電気料金の総額というのは土地改良区全体で2億3,600万円になっております。2億3,600万円の15%あるいは20%、さらには30%

ということで、農事用電力ということでほかの電力に比べればやや低い単価で契約していただいていますけれども、それにつけてもかなりの影響が出てくるものと懸念しております。

○高田一郎委員 今さっき沼崎農村計画課総括課長から須川土地改良区の影響額についてお話がありました。通常2,186万円が電力料金値上げによって2,677万円、22%のアップということで、これは今土地改良区などでは賦課金の値上げも検討せざるを得ないと、そのような議論もされている状況です。土地改良区によってはさまざまな事情があつて、例えば須川土地改良区、第1号幹線の施設整備、これから十数億円の計画で値上げにならないとか、改良区によってはさまざまな事情があると思うのです。そういった現場で起きている実態を、須川土地改良区だけではなくて全ての改良区で、現場で今何が起きているのかということを具体的に調査をして、そして必要な対策をとるべきだというふうに思うのですけれども、そういう実態の調査というのはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 現在土地改良区においてさまざまな課題を持っているわけですが、特に今課題になっているのは電気料金の問題が喫緊の課題ではありますけれども、それ以外にも農家の高齢化、それから農業者の減少というふうな農業を取り巻く全体の課題の中で、土地改良区も賦課金の減少、さらに未収賦課金がふえてきているとか、そういう大きな課題があるわけでございます。それらについて現在、現地の農村整備室あるいは農村整備センターのほうで、土地改良区あるいは市町村のほうと相談しながらさまざまな課題を抽出しつつ、それをどういうふうにして解消していくかということを検討している最中でありまして。

○高田一郎委員 今回の値上げは、先ほどお話ししたように一般の家庭よりも高い引き上げになっていますけれども、全体の電気料金というのはどちらかといえば農業用というのは安く設定されているのです。それはそれなりの理由があるからだと思うのです。やっぱり国土保全の役割を担っているから安く設定されている、それが高くなってしまうと国土保全の役割がどんどん後退してしまうという、そういう懸念がありますので、ぜひ県内全域の土地改良区の実態をしっかりとつかんで、県として今何ができるのか、具体的な支援策を打ち出してほしいと思いますが、今の時点で何か考えられていることはあるのですか。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 今県として手が打てることというのは非常に限られておりますけれども、北上川周流域を中心に国営事業で造成した施設があり、国営事業で造成した施設については国のほうで維持管理に係る経費の一部を助成するという仕組みがあります。その中に一部電気料金も含まれております。ただ、その電気料金というのは過去5年間の平均の電気料を積算して、来年度あるいはことしのかかる経費について助成するというようなことになっていますので、そうではなくて、実際にかかる経費を助成するようにしてくれとか、そういうふうなことで国のほうにも先般要請したところでありまして、さらに国で造成した施設に限らず、県が造成した、あるいは市町村、土地

改良区が造成した施設についてもそのような電気料金について、あるいは維持管理について少し助成していただけないかというふうなことで、これについても国のほうに要請しているところがございます。当面は電気料金を含めた維持管理費について、国からの助成の拡大ということを求めていきたいと思っております。

○高田一郎委員 確かに今国営事業については、国営造成施設管理体制整備促進事業で維持管理費の37.5%を助成するというので、恐らく値上げされた電気料金を含めて支援があるというふうに思うのです。国に対しての要請はいいのですけれども、県としての独自の支援策というのやはり検討しないと、現場は大変なことにならざるを得ないのではないかなというふうに思いますので、その点も含めてしっかり対応をとっていただきたいと思えます。

それで、土地改良部門だけではなくて、円安政策の中で、先ほど畜産もお話ありましたけれども、漁業の分野でも燃油価格が上昇して、非常に漁業経営にも大変な影響が起きているのではないかなというふうに思います。新聞の報道でしか私は承知していませんが、漁に出ることも減らしているというお話もされています。国もこれに対してさまざま対策を打っているようでありませぬけれども、漁業に対する影響をどのように見ているのか、あるいは国の対策では十分な対策になっているのか、その辺についての県としての現状認識についてお伺いしたいと思います。

○山口水産振興課漁業調整課長 漁業におきます燃油高騰対策でございますが、現在国の燃油対策がございましたけれども、最近燃油の高騰の高どまりがございまして、6月の頭に国は追加措置をしております。その追加措置の内容は、1つはA重油の換算値でリッター95円を超えると、現在漁業者と国が金額を積み立てて、それをおろすという対策なのですけれども、その積み立て比率が95円未満の場合は1対1だったのですけれども、95円を超えた場合には国の割合が高くなって1対3で積み増しできるという中身になりました。また、この対策については現在県内の漁業経営体、20経営体しか参加しておりません。この20経営体のうち19経営体が沖合遠洋漁業の経営体になっておりますので、小規模なところが入っておらないということで、今回新たな措置として小規模経営体、年間50キロリットル以下の経営体についても集団で加入できるようなことになりました。あと12月までなのですけれども、毎月加入できるという対策がとられておりますので、このような対策について関係機関と連携し、県といたしまして加入促進等に努めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 電気料金の値上げやら燃油価格の上昇、穀物価格の上昇についても、それぞれさまざま影響が出てくると思うのですけれども、これは農業分野についても、畜産についても、漁業についても値上げした部分を価格に転嫁することがなかなかできないわけですね。そういう意味では本当に国としての支援策が非常に求められているところだと思いますけれども、県としてもしっかりと実態をそれぞれ把握をして、必要な対策をとっていただきたいと思えます。

2つ目に、産直施設の損害賠償問題についてお聞きします。以前にもお聞きしたのですが、産直施設の賠償請求がなかなか進まないという状況です。今現状はどうなっているのか、そして今県として何が課題と感じているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○泉流通課総括課長 産直施設の損害賠償請求でございますが、以前にも委員から御質問がありまして、当初 277 の施設に対しましてアンケート調査を実施しまして、その被害が 47 施設ということだったので、それについてもう少し踏み込んだ支援策がないのかという指摘がございました。すぐその後、25年現在で 287 施設ございます産直施設につきまして、改めまして被害の状況をアンケートにより調査しましたところ、前回 47 施設だったのが 60 施設に被害があったというふうに、13 施設ほど被害の状況がふえてございます。そのうち 16 施設におきまして既に請求済み、それから 13 施設においては現在請求していると、それから 28 施設については今後請求の意向はないというふうにお聞きいたしまして、前回調査よりも請求済みの箇所は 6 カ所、それから請求をしたいということで準備しているところは 10 カ所というふうにふえてございまして、またそれらの産直施設につきまして当課のほうで個々の産直施設に相談に乗りまして、28 件の相談をいたしまして、そのうち東京電力による個別訪問の実施や市町村で実施する個別説明相談会への参加を促しまして、28 の産直施設のほうで今そういった取り組みをしているということでございます。

○高田一郎委員 県内全ての産直施設の実態調査をしていただきました。60 施設に影響が出ているということで、1つ聞き漏らしたのですが、そのうち 28 施設が、影響はあるけれども請求はしないということですね。これはどういう理由なのかということをお聞きをしたいです。

私もこの間幾つかの産直施設を実態調査に行きましたけれども、大変な問題があるのかなということを改めて感じてきました。ある産直施設では本当に通常の仕事をしながら賠償請求の実務をしなければならないと、通常の間帯で整理することができないので、残業とか、あるいは家に持ち帰ってやると。昨年半年分の請求をするために半年もかかったという、6月にやっと請求できたということでもありますけれども、このかかり増し経費が、事務費が全く賠償の対象にならないというのが1つ。それから、産直施設は 15%とか 20%の手数料を取っているわけですが、生産者は賠償の対象になるけれども、産直施設に入る手数料は対象にならないということを知って私も大変びっくりしましたし、同時に山菜の売り上げで物すごく産直施設は売り上げが落ちているわけですが、ほかの分野で利益を上げて、昨年ととんとんの売り上げであれば、産直の利益が物すごく落ちても、これも賠償の対象にならないというような、そういう現場での話を聞いて大変びっくりしました。この点については県としての対応といいますか、そういう現状があるということをお聞きして実態把握しているのかどうかということと、これからも賠償請求はどんどん続くわけですね。野性のワラビなんかもことしから出荷制限になりましたから、これからも賠償の作業は、実務は続くということになるのです。先ほどお話ししたように、半年

分の請求は半年かかってしまったと、これに対する支援策というものをやはり県としても何らか考えていかなければならないのではないかなというふうに、現場に入って非常に強く感じたところでありますけれども、この点も含めてお伺いしたいと思います。

○藤代農林水産企画室企画課長 事務費と、あともう一つは産直の手数料、このことについて答弁させていただきます。

1つは、賠償請求に要した事務費についてでございます。これについて、現時点で東京電力のほうで対象としていないということについては承知してございます。このことにつきましては原発賠償に係る中間指針の想定問の中でも記載されておりまして、賠償対象となるか指針では明記されていないけれども、個別具体的な事情に応じて因果関係があると認められることがあり得るというような記載になってございまして、現時点で全国農業共同組合中央会のほうで事務費について賠償対象とするよう、賠償対象の範囲などについて協議しているというふうに聞いておりますので、こういったようなことで事務費のほうについて賠償対象となるような状況になった場合には、それを今度産直施設のほうにも伝えて、東京電力に対して事務費についても賠償対象とするように働きかけていきたいというふうに考えております。

もう一つ、産直の手数料についてでございますけれども、これについては出荷制限などで対象品目が販売できない場合であっても別な品目で売上高を確保した場合に、全体として売上げが確保されているので、遺失利益がないので賠償対象としないというような対応を東京電力がとっているというようなことについても承知してございます。このことにつきましては、生産者のほうが、あるいは産直施設のほうが販売できないという明確な遺失利益があるにもかかわらず、また別な営業努力を行っているにもかかわらず賠償対象としないというような形でございますので、このことについては例えば販売できなかったものについての損失分について切り分けて賠償対象とできないかと、こういったようなことについて東京電力に対して県のほうでも申し入れを行っているところでございます。

○泉流通課総括課長 先ほど被害があつて請求を断念したというところ、請求しないという方向で考えているというのが28 ございましたが、これにつきましても個々にうちの担当課が産直に電話をしまして、もしその請求の仕方がわからないとか、こういったものに被害があるとか、そういったものを個々に今回お伝えしまして、そのうち市町村で行う個別相談会や、あるいは産直に直接東京電力が出向いてやるというようなことで相談をしまして、県としても支援している状況でございます。

○東大野農林水産部長 産直の請求事務に対する支援ですが、これにつきましては私ども東京電力に対して直接帳票書類の簡素化とか、あと事務手続の簡素化を要請してございましたので、どういう事情の中で請求に半年期間がかかったというのはちょっと承知できかねますけれども、できるだけ事務負担が少なくなるように要請は引き続き東京電力に対して行っていきます。

○高田一郎委員 請求事務については、本来加害者である東京電力が直接来て、請求事務

をやるぐらいの、そういう姿勢が私は必要だと思うのです。なかなかそれができないので、県の支援ができないのかということでもありますので、いずれ請求をするために半年間かかったというのが現場の声でありますから、そういうことも含めて現場で何が起こっているのかということも実態しっかりと把握して、県としての支援をしていただきたいと思います。

漁業の関係でちょっとお伺いしたいと思います。東日本大震災の被災事業者の方々が組合をつくって、そして民間団体から復興支援の寄附金を受けて漁業を再建するというケースが県内にもあります。具体的には公益財団法人ヤマト福祉財団から支援を受けて再建を果たしたけれども、結果として多額の法人税を請求されてしまったという事例が私たちに相談がありました。再建されたばかりの初めての決算で、わずか200万円ぐらいの営業利益が出たのですけれども、法人税の請求が2,000万円も来てしまったという中身であります。つまり民間の財団が岩手県に寄附をして、そして県が漁協とか生産団体に支援をすれば、それは補助ですから、法人税の対象になりませんが、ヤマト福祉財団から——民間の財団から直接漁業団体、漁民組合などに寄附として支援した場合には、それは営業外収益ということで課税の対象になるわけです。本来、ヤマト福祉財団は漁業の再建をしてほしいということで寄附、支援を行ったにもかかわらず、そのあらかたが税金として納めなければならないという実態が起きております。こういった問題が起きているわけでありまして、県としてそういった問題が起きているという実態を把握しているかどうかについて、まずお伺いしたいと思います。

○宮野団体指導課総括課長 団体指導課におきまして、漁業生産組合のほうから特に現時点でそうした相談は受けておりませんで、そういった具体的な内容について承知しておりません。

○高田一郎委員 そういう例えばヤマト福祉財団という話をしましたけれども、今回のケースというのは私たちが相談を受けただけではなくて、恐らくほかにもこういうケースがあるのではないかなというふうに思うのです。公益財団などから漁業の再建のために応援しますよと、寄附しますよと、私が相談をされたところだけではないと思うのです。県内かなりのところで、そういう支援が寄せられたのではないかなというふうに思います。そういう点で、1週間ほど前に担当課にお聞きしましたら、実態を把握していないというお話をされました。そういう財団などから、民間団体などから寄附などを受けて、漁業再建している団体がどの程度あるのか、そして今回のようなケースが起きていないのか、そういうのもまず実態把握をして、そして今の法制度の中で、やはり法人税の納入が必要だという法制度になっているのであれば、それは制度の見直しを国に求めていかなければならないケースではないかなと。復興支援のために寄附をしているにもかかわらず税金として払わなければならないと、これはもう矛盾することでもありますので、ぜひそれは実態をしっかりと把握をして、必要な対策を県として打ち出してほしいと思いますが、東大野部長、いかがですか。

○東大野農林水産部長 先ほど団体指導課長から御答弁申し上げたとおり、県としてそういった相談を直接受けてございません。今委員お話のあった件につきましては、J Aなり、あと漁連なりの団体とどういった状況にあるのか、まず調べさせていただきたいと思います。

○郷右近浩委員 2項目あるのですけれども、まず岩手競馬についてでございます。今回、今の計画達成状況等について説明して頂いたのですけれども、県内施設の発売が95.9%という形になっております。そうした中で、利益率その他考えれば、やはり自場発売のほうを伸ばしてほしいという思いもあります。全体的には達成率としては悪くない数字とはなっていると思えますけれども、そうしたことでこの部分につきまして自場の部分のてこ入れとして、どのようなことを考えておられるのか。

私自身の考えとしては水沢競馬場が大分落ちていると、その中においての理由の一つにもやはりテレトラックの4階、これまで意外と使われてきたなというように思うのですが、その4階についてまだまだ破損した状況であるという現状の中で、それらの改修等は考えていないのか、この点あわせてお伺いしたいと思います。

○高橋競馬改革推進室特命参事 2点、お尋ねでございました。自場発売、前年比で計画では確かに100を超えた状況ですが、ごらんとおり95というような実績でございます。春先からレースの配置などを工夫いたしまして、全体的にJ R AのI P A T発売というのものにらんだ、そういうレース配置を行った部分もございまして、自場の前半部分、これをおくられたことによってスタートの実績はいいのですが、後半、一番遅いレースが6時、きのうで6時10分ということになってございますので、なかなかお客さんそこまで自場に残られないというようなお話を伺っております。そういった中で、やはり経営の実態を考えますと確かに利益率が自場の方が良ければ良いわけですが、それを補って余りあるというか、十分なネット、あるいはP A T——ネットの一部でありますけれども、そういった部分でも利益が大きいと、これを確保していかなければならないという中でそういう対応をしてきた状況です。

自場をどうやっていくかというお尋ねでございましたけれども、まずは今までも同様の取り組みと言えそういうことになりますけれども、やはり来ていただくお客様、これに対してのサービスをどうしていくかということが大きいと思えます。あと自場発売では場によってさまざまな事情がございますけれども、盛岡の場合は家族連れ、ファミリー層なども多うございますけれども、そういったイベントとか、やっぱり行って楽しかったというような、1日を過ごしていただける、そういう取り組みをやっていきたいと思っております。

水沢と盛岡の今回の数字で見ますと、水沢が減って盛岡が107というふうになっているわけですが、これはたまたま1開催分、ことし水沢から盛岡のほうにふやしてございますので、これならずと96.3というような数字でございます。全体の自場のトレードと同じくらいかなと思っておりますけれども、そういったことでございます。

それから、4階テレトラックのスタンドの関係でございますが、被災によってそのままの状態、お客様に迷惑をかけている状況でございますが、3階のほうを改修いたしました、4階にございましたが、そういう受付部分というか、有料の個室の部分は3階のほうにその機能を移してございます。潤沢に資金があれば手をかけたいところではございますけれども、今の入場者数等の状況を見まして、今のところ十分余裕のある形でございますので、これも売り上げの推移を見ながら手をかければ、ぜひまた4階のほうもお客さんに使っていただけるような体制にしていければと思っております。

○郷右近浩委員 今の御説明いただいた部分でございますけれども、今、試行錯誤しながら、営業時間というのですか、レース時間等を考えているという、その点は非常にわかりますので、今まさに途上中なのだろうということで理解するわけですがけれども、最後のほうのテレトラックのほうの話ですけれども、これ入場者数が少ないからなかなか、ではどうするという話ではなくて、やはりお店というのはきちんと商品そろえて、そしてきちんとしたお店を構えて、そしてお客さんを相手にすると、だからそれがないとお客さんが結局来ないのです。お客さん来ないから、では商品少なくていいのか、見ばえ悪くていいのか、そんな話ではないと思うのです。特にこのような今試行錯誤をして、どのようなレースの状況で、1日の運営であったり、そういうものやっぺいこうかというときに、集まってきて、滞在型ではないですけれども、何か楽しみとして集まってきてくださるような、グループで来てくださるような方々を呼び込むというのは非常に有効な手だての一つであるというふうに私は思っています。そうした意味でも、ぜひともあの水沢のテレトラックの4階、改修についてぜひ考えを進めていただきたいと思いますというものであります。

続けて、次の質問をさせていただきます。TPPの影響額についてでございます。本日、中国のほうもTPPに参加するというような、そのようなお話も聞こえてきております。そうした中で、これまで本県におけるTPPの影響額調査というか、試算というか、そちらのほうをこれまでもつくっていただいたりしてきたわけですがけれども、そうしたことについて今後どのように方針と言ったら変な話ですがけれども、そもそも入らないようにということで岩手県議会全体として求めているわけですから、それについてもそうしたことを今後どのように考えておられるのか。

そしてまた、さらにはその他政府から全然その状況について、何ら状況報告がないといったような中で、岩手県としてもさまざまな形で情報をとりに行っていると思うのですがけれども、何かこの間、こうしたことで岩手県が政府から得た情報であり、そうしたものというものはあるのかどうか、その点についてお伺いします。

○藤代農林水産企画室企画課長 1つ目、国から得た情報でございますけれども、3月以降、国のほうで試算公表した以降——県の試算公表した以降ですけれども、新たな情報というのはない状況でございます。

また、あとそれ以降県で取り組んだことでございますけれども、せんだって政府統一要望という形で知事が内閣府のほうに要望してまいりましたけれども、この中でもTPP参

加については慎重を期すようにというような形のことを要望させていただいているところでございます。

○郷右近浩委員 最後になります。競馬のほうからも何かあるかなと思ったのですが、ただそれをお願いしたいということで、答弁いただきたいことと、それからTPPについては、やはりなかなか政府からそうしたことでの何も情報が出てこないという状況はまだ変わらないということで、それで理解します。ただ、岩手としてもこれまでやってきたような体制で、中国がどうかかわってくるのか、どうするのか、そうしたことがある場合は速やかに影響額のそうした試算等をつくっていただきながら、私どもに示していただければなというふうに思いますが、これ要望にします。お願いいたします。

○高橋競馬改革推進室特命参事 水沢競馬場の4階の件でございますけれども、委員御案内のとおり東日本大震災で大きな被害を受けたという中で、岩手競馬新計画のもとで収支均衡という存続条件がございまして、その中でいかに競馬を継続していくかという検討の中で、多くの県内外の皆さんから御支援をいただいて一部復旧を果たしたということでございます。我々としてはできる限り、いわゆる原形復旧というものもぜひともやりたいという思いは持ちつつも、競馬場を継続していく上で将来的にも長く継続していくという中で、それが可能かどうか等を含めまして将来的な課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管の事務の調査を行いたいと思ひます。調査事項については、林業技術センターの取り組みについてといたしたいと思ひます。また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会であります。所管事務調査を行いたいと思ひますが、調査事項については鳥獣被害対策についてとしたいと思ひますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願ひます。

よって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととします。御了承願ひます。

次に、委員会調査についてお諮りします。7月予定しております県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度農林水産委員会調査計画

案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知をいたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。